

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	謝金等に係る源泉徴収票等法定調書の作成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

国立研究開発法人科学技術振興機構は、謝金等に係る源泉徴収票等法定調書の作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

国立研究開発法人科学技術振興機構

公表日

令和6年11月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	謝金等に係る源泉徴収票等法定調書の作成に関する事務
②事務の概要	国立研究開発法人科学技術振興機構が委嘱した委員・研究者等に対し報酬等を支払う際、個人番号の提供を受け、これを記載した法定調書等を作成し、税務署及び市区町村に提出する。番号法第9条第4項の規定のとおり、所得税法等で規定する事務の処理に必要とされる第三者の個人番号を記載した法定調書等の提出事務において個人番号を用いることとなる。
③システムの名称	経理システム、マイナンバー管理サービス
2. 特定個人情報ファイル名	
マイナンバー管理サービスファイル、法定調書作成ファイル、税務署提出用ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第4項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	経理部マイナンバー室
②所属長の役職名	マイナンバー室長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	国立研究開発法人科学技術振興機構 総務部 総務課 電話:03-5214-8453 〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	国立研究開発法人科学技術振興機構 経理部 マイナンバー室 電話:048-226-5689 〒332-0012 埼玉県川口市本町4丁目1番8号
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		「個人情報保護法」、「マイナンバー法」をはじめとする法令や「特定個人情報ガイドライン」等に基づき、当機関で扱う特定個人情報等の適正な取扱いを確保することを目的としたマニュアルを整備し、そのマニュアルに則り、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・マイナンバー利用時、マイナンバーが記載された書類の廃棄等においては必ず複数人での確認を行う。また、その記録を残し上長による確認を行う。 ・マイナンバー管理システムの人為的操作ミスに備え、バックアップを取得する。 ・マイナンバーシステム内のデータベースの更新(廃棄を除く)は、特定個人情報の扱いを熟知した委託先にて、本人からのエビデンス書類に基づき行われる。また、更新内容やエビデンス書類の廃棄等については委託先から報告をもらい、その報告に誤りがないか等、当機関でダブルチェックを行う。 ・主たる作業については手順書を作成し、手順書を見ながら作業を行う運用としている。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている] <選択肢>
1) 特に力を入れて行っている
2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	以下のリスク対策を実施することにより、事務・サービスまたはシステムの特性を考慮したリスク対策を講じている。 ①研修計画を策定している。 ②事務取扱担当者、システム担当者の適切な監督を行っている。 ③次の事務取扱者等への教育研修を行っている。 ・事務取扱責任者、事務取扱担当者、システム担当者への研修 ・事務取扱責任者、事務取扱担当者、システム担当者へのサイバーセキュリティ研修(年1回) ※未受講者には、再受講の機会を付与する等の必要な措置を講じている。 ④勤務者入社時に、勤務者への当組織におけるマイナンバー取扱い研修を行っている。 ⑤勤務者へのマイナンバー・特定個人情報取扱セルフチェックの実施(年1回) ⑥組織内の電子掲示板にマイナンバーについての取扱いに関する情報を掲載 これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発の対策は「十分である」と考えられる。

变更箇所